

泉大津市非常勤嘱託員（教育相談心理士）採用試験要領

平成 30 年 9 月
泉大津市教育委員会事務局指導課

1 採用予定職種、受験資格及び採用予定人数

職 種	そ の 他 受 験 資 格	採用予定人数
教育相談 心理士	① 平成30年4月1日現在で、60歳未満の人 (定年は60歳) ② 泉大津市へ通勤可能な人〔国籍は問いません〕 ③ 地方公務員法第16条【欠格条項】のいずれにも 該当しない人 ④ 臨床心理士または臨床発達心理士または特別支援 教育士の資格を有し、WISC-IVおよび新版K式発 達検査を用いた教育相談業務を行うことができる人	1名

《参考》 地方公務員法第16条【欠格条項】

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 泉大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日時等

(1) 日 時

平成30年9月21日（金）午後6時00分～午後8時00分

※ 受付は 午後5時45分～

(2) 場 所 泉大津市役所3階301会議室

(3) 結果発表 合否にかかわらず本人に通知します。

3 勤務条件等

(1) 雇用期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで。

ただし、必要に応じ継続して任用することがあります。(1年ごとに任用を更新。最長5年を限度とする。)

継続して任用する場合とは、次の各号全てに該当するときとなります。

- ① 当該業務の運営上、更新の必要があると判断した場合
- ② 当該業務が廃止または縮小されない場合
- ③ 雇用期間中の勤務成績、勤務態度が良好であると判断した場合
- ④ 心身の故障がなく、職務の遂行に支障がないと判断した場合
- ⑤ 当該人件費予算の確保ができた場合

(2) 勤務場所及び業務内容

職 種	勤務場所	業務内容
教育相談心理士	泉大津市教育委員会指導課	児童生徒の発達検査および、保護者の教育相談、教職員への助言、その他所属長が指示する事務など

(3) 社会保険等

社会保険・厚生年金・雇用保険に加入いただきます。

(4) 勤務日数、勤務時間

月～金曜日の間で4日間、午前9時から午後5時までの勤務とします。

(5) その他

「泉大津市非常勤の嘱託員の勤務条件等に関する規程」を適用します。
人事異動により勤務場所を変更する場合があります。

4 賃金条件（報酬額）等

平成30年1月1日現在の報酬額は、次のとおりです。

教育相談心理士	180,500円(月額)
---------	--------------

○ 報酬に関する事項

- ※ 報酬は毎月21日払い。
- ※ 昇給制度(年1回)があります。
- ※ 賞与、退職金の制度はなし。
- ※ このほか、交通費をそれぞれの条件に応じて支給します。
(市内在住者については、交通費の支給はありません。)

5 採用審査申込

(1) 受付期間・場所

① 受付期間 平成30年9月3日(月)～9月20日(木) (土・日・祝は除く)
午前9時～午後5時

② 受付場所 泉大津市役所3階 指導課

(2) 提出書類【窓口】(①②は指導課所定用紙)

① 泉大津市非常勤嘱託員(教育相談心理士)採用試験申込書

② 泉大津市非常勤嘱託員(教育相談心理士)採用試験受験票 (受付し、その場でお返しします。)

③ 「志望動機・自己PR」についての作文(400字以内でA4サイズ原稿用紙に自筆鉛筆書きで記入)

④ 資格等の証明書(写)

6 その他

(1) 申込書の記載事項が正しくない事が判明した場合は、採用を取消すことがあります。

(2) 審査当日に遅参された方は受験できない場合があります。

(3) 提出して頂いた書類(申込書等)は返却できません。

7 問い合わせ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 泉大津市教育委員会事務局 教育部 指導課
(電話) 0725-33-1131 (内線) 2315